

利用申込書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター長 殿

(所属機関名)



(利用者氏名)

プログラム等の利用申込みについて (依頼)

標記のことについて、下記のとおりプログラム等の利用を申し込みます。


記

1. 利用希望プログラム等の名称 粒子・重イオン輸送計算コード
2. 利用希望プログラム等の略称 PHITS
3. 利用開始希望時期  年 月 日
4. 所属機関名
5. 所属部課室 

6. 利用者氏名
7. 電話番号
8. F A X 番号 
9. 電子メールアドレス 
10. 利用希望理由及び利用目的 (具体的に) 

11. 利用者の計算機システム及びOS 
 - 計算機システム (該当するメーカー名を記載) :
NEC / 富士通 / SONY・VAIO / パナソニック / 東芝 / mouse computer / Dell / HP /
Lenovo / Epson / Microsoft / ASUS / Apple / 自作等 / その他
 - OS (該当する OS を記載) : , Windows / MacOS / Linux
12. 利用者の計算機の設置場所 
*利用者の所属機関の住所を記載

13. 特記事項
国籍 : 

 ※利用者が外国籍の場合には、非居住者（国外居住または国内入国後6ヶ月未満）に該当するか否か、及び上陸許可日を「特記事項」に記入してください。また、学生で所属機関メールアドレスがない場合は、指導教官の名前と所属機関メールアドレスを「特記事項」に記入してください。

※記載の個人情報は、①利用目的の確認、②外為法対応の要否確認、③コードの送付及び連絡に使用します。

プログラム等の遵守事項の誓約書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター長 殿

機関名（会社名）

代表者氏名



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有するプログラム等を利用するに当たり、下記の各項目を遵守することを誓約します。

記

- 1) 利用者は、利用申込書に記載した利用目的以外にはプログラム等を利用しないこと。
- 2) 利用者は、プログラム等に関して、改変したときや問題点等を発見したときは、その情報を速やかに日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）（システム計算科学センター）に通知すること。
- 3) 利用者は、機構（システム計算科学センター）の許可なしにプログラム等の複製及び第三者への譲渡・貸与をしないこと。
- 4) 利用者は、プログラム等の利用又は改変のため、作業の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請負わせる場合は、事前に書面による通知を機構（システム計算科学センター）に行うこと。
- 5) 利用者は、プログラム等を利用して得られた成果を公表するときは、利用許諾通知書に記載された文献を引用すると共に、プログラム等を利用したことを明記すること。
また、その成果の公表に際して、事前協議が明記されているものは、機構と協議すること。
- 6) 利用者は、プログラム等の取扱いによって知り得たプログラム等自体に関する内容を第三者に漏えいしないこと。
- 7) 利用者がプログラム等を改変した場合の著作権については、機構と利用者との取扱いを協議すること。
- 8) 利用者は、プログラム等を利用することにより生じた一切の損害については、機構を免責すること。

利用許諾通知書

殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
システム計算科学センター長 印

プログラム等の利用許諾について（通知）

標記のことについて、下記のプログラム等の利用を許諾することとします。

記

1. 利用プログラム等の名称 粒子・重イオン輸送計算コード
2. 利用プログラム等の略称 PHITS
3. 利用者の所属機関等に関する指定
 - ①所属機関名
 - ②所属部課室

 - ③利用者氏名
 - ④電話番号
 - ⑤FAX番号
 - ⑥利用理由及び利用目的

 - ⑦利用者の計算機システム及びOS
計算機システム：
OS：
 - ⑧利用者の計算機の設置場所
所在地：

 - ⑨引用すべき参考文献
T. Sato, Y. Iwamoto, S. Hashimoto, T. Ogawa, T. Furuta, S. Abe, T. Kai,
P.-E. Tsai, N. Matsuda, H. Iwase, H. Shigyo, L. Sihver, and K. Niita, Features
of Particle and Heavy Ion Transport code System (PHITS) version 3.02, J. Nucl.
Sci. Technol. 55, 684-690 (2018).
 - ⑩特記事項
国籍：